

# 料金表【グループホーム】

平成30年4月1日現在

## 【1】 基本料金（介護保険の給付対象となるサービス）

1単位：10,27円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費（Ⅱ）2ユニット以上	747単位/日	782単位/日	806単位/日	822単位/日	838単位/日

## 【2】 加算料金（介護保険の給付対象となるサービス）

サービス提供体制強化加算Ⅰ1	18単位/日	(1) イ 介護福祉士を60%以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅰ2	12単位/日	(2) ロ 介護福祉士を50%以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位/日	(3) 看護・介護職員の総数のうち常勤75%以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	(4) 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置
初期加算（入所後30日間）	30単位/日	入所日から30日以内の期間について算定。
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25単位/日	夜間及び深夜時間帯に1ユニット1名+介護従事者または宿直職員を1名配置
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	若年性認知症入所者に対する加算。
認知症対応型入院時費用	246単位/日	入居者が病院に入院した場合、退院後再入居することができる体制を確保していること。（1月に6日を限度）
看取り介護加算	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位/日	死亡日の前日及び前々日
	1280単位/日	死亡日
医療連携体制加算Ⅰ	39単位/日	市長村に届け出た指定認知症対応共同生活介護事業所。
医療連携体制加算Ⅱ	49単位/日	看護職員の配置、病院若しくは、訪問看護との連携。 (1) 喀痰吸引を実施している状態。(2) 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。の入居者が1名以上であること。
医療連携体制加算Ⅲ	59単位/日	
退所時相談援助加算	400単位/回	利用期間が1ヶ月を超える利用者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者及び家族などに相談援助を行った場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	市町村長に届け出た事業所が別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日	
生活機能向上連携加算	200単位/月	P.T・O.T・S.T・医師がグループホームを訪問し、計画作成担当者と共同して評価することと、計画書の作成。
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が介護職員に指導を月1回以上
栄養スクリーニング加算	5単位/回	利用開始時及び利用中6月ごとに栄養状態確認、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合。（6月に1回限度）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数とし、所定単位数にサービス別加算率（グループホーム 11.1%）を乗じた単位数で算定します。	

## 【3】 その他の料金（介護保険の給付対象外のサービス）

家賃	35,000円/月	合計 80,000円
光熱水費	10,000円/月	
管理費	5,000円/月	
食費	1,000円/日	
理美容代	カット 1600円 顔そり 500円 パーマ 4000円 カラー 4000円 シャンプー 500円	

※ 月の途中の入退所における家賃・光熱水費・管理費については、当該月の16日以降の入居・15日以前の退居は半額とします。

※ 行事・レクリエーション・クラブ活動・日常生活上必要となる諸費用実費はご契約者に負担して頂くこともあります。（別途請求）

(円/月)

介護度別 << 1割負担 >>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
●1月(30日)のサービス料金のめやす● (【1】+【2】)	26,448	27,646	28,467	29,015	29,563
●1月(30日)のご利用料金のめやす● (【1】+【2】+【3】)	106,448	107,646	108,467	109,015	109,563
(円/月)					
介護度別 << 2割負担 >>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
●1月(30日)のサービス料金のめやす● (【1】+【2】)	52,896	55,293	56,934	58,031	59,126
●1月(30日)のご利用料金のめやす● (【1】+【2】+【3】)	132,896	135,293	136,934	138,031	139,126

☆サービス提供体制強化加算につきましては当施設の職員配置体制に伴い変更する場合がございます。

平成30年4月1日現在 サービス提供体制強化加算（I）を算定しております。

※ 利用者負担額は、負担割合証に応じて請求させていただきます。単位数合計から金額に換算する際の処理により金額が若干増減する場合がございます。

※ 事業所は料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

#### 【4】 お支払方法

ご利用者若しくはご家族様の銀行口座からの『自動引き落とし』を原則とします。

（手数料は施設が負担し、サービス利用月の翌月27日を引き落とし日とします）

口座手続き中や資金不足の為お引き落としができなかった場合、現金でお支払いをお願いさせていただきますのでご了承いただけますのでご了承下さいませ。

グループホーム 栄公